

2020年2月21日 九州電力株式会社

玄海原子力発電所3, 4号機運転差止訴訟第33回口頭弁論及び 同3, 4号機原子炉設置変更許可取消訴訟(行政訴訟)第25回口頭弁論が行われました —次回口頭弁論は証人尋問を実施—

本日、佐賀地方裁判所において、下記のとおり、標記訴訟の第33回口頭弁論及び第25回口頭弁論が行われました。なお、次回の口頭弁論については、玄海原子力発電所3,4号機運転差止訴訟は2020年4月17日に、同3,4号機原子炉設置変更許可取消訴訟(行政訴訟)は2020年4月10日に、それぞれ証人尋問が行われます。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、玄海原子力発電所の安全性についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

記

1 運転差止訴訟:第33回口頭弁論

本件は、玄海原子力発電所3,4号機の運転の差止を求めて、第1次(2011年12月27日及び2012年1月18日)から第3次(2019年10月25日)にわたり提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような重大な事故の具体的危険性はないため、原告の請求の棄却を求めております。

2 原子炉設置変更許可取消訴訟:第25回口頭弁論

本件は、原子炉設置変更許可処分*の取消しを求めて、国を被告として提訴されたものであり、当社は2017年11月28日から訴訟参加しております。

当社は、原子炉等規制法、新規制基準及び最新の科学的知見を反映した適切な地震動評価、火山事象の影響評価及び安全確保対策をおこなっていることから、原告が主張する原子炉設置変更許可処分の違法な点はないことを主張しております。

※ 原子力規制委員会が2017年1月18日付けで当社に対しておこなった、玄海原子力 発電所3号機及び4号機の原子炉設置変更許可処分

以上



「快適で、そして環境にやさしい」 そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。 それが、私たち九電グループの思いです。

ずっと先まで、明るくしたい。